

地域ネットワークだより Vol.81

平成 27 年 6 月 17 日発行

1 「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定」 の締結を進めています！

住宅金融支援機構は、東日本大震災への対応における経験や昨今の自然災害が頻発する状況に鑑み、平時からの地方公共団体さまとの連携をより強固にしていくため、従来締結していた協定の内容を見直し、地方公共団体さまと新たな「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定」を順次締結する取組を進めているところです。

平成 27 年 5 月末現在、次の 27 都道府県・政令市等と新たに協定を締結いたしました。昨年度より新規協定締結に向けてご相談をさせていただいている都道府県・政令市等の皆さまにつきましては、協定の締結へ向けて何卒よろしくお願ひいたします。また、現時点で協定締結のご相談をさせていただいていない地方公共団体さまにおかれましても、今後連携等のご相談をさせていただくこともあるかと思われます。その節は、よろしくお願ひ申し上げます。

■協定締結先一覧(H27 年 5 月末現在)

北海道 札幌市 青森県 栃木県 群馬県 東京都 新潟県 石川県 福井県 山梨県
浜松市 滋賀県 京都府 京都市 大阪府 大阪市 堺市 兵庫県 神戸市 奈良県
和歌山県 呉市 山口県 福岡県 福岡市 北九州市 大分県（順不同）

2 マンション共用部分リフォーム融資が使いやすくなりました！ -マンション共用部分リフォーム融資制度改正のお知らせ-

地方公共団体の助成を受けて行う段階的な耐震改修工事について、第 1 回目の工事に対しても、耐震改修工事を実施する場合の融資金利及び融資限度額を適用することとしました。要件に適合すれば、1 回目の工事費の資金調達にお困りのマンション管理組合さまに対するご融資が可能です。

※この制度をご利用いただくためには、地方公共団体の助成が必須となります。

※マンション共用部分リフォーム融資について、詳しくは別添のチラシ、

または住宅金融支援機構サイト (www.jhf.go.jp) 「マンション管理組合のお客さま」をご覧ください。

■照会先

住宅金融支援機構 CS推進部
住宅技術情報室 技術情報グループ
担当 菊地・合屋
TEL : 03-5800-8162
FAX : 03-5800-8258

添付資料等については省略しています。ご希望の場合は照会先までご連絡ください。